

平成 30 年度

事業計画書

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

目 次

I	平成30年度事業運営方針	1
II	事業計画内容	
1	後継者等対策事業（公益目的事業1）	2
	（1）新規就業者支援事業	2
	（2）担い手育成・活動支援事業	3
	（3）都民交流事業	4
	（4）林業労働力確保支援センター事業	5
	（5）情報提供・普及啓発事業	8
2	経営安定対策事業（公益目的事業2）	9
	（1）東京農業の支え手育成支援事業	9
	（2）チャレンジ農業支援事業	9
	（3）農地保有合理化事業	10
	（4）農林水産物認証取得支援事業	11
	（5）東京都GAP推進事業	11
3	生産安定対策事業（その他の事業1）	12
	（1）野菜価格安定対策事業	12
	（2）畜産振興事業	13
4	森林整備事業（公益目的事業3）	15
	（1）分収林事業	15
	（2）都民との協働による森林づくり事業	17
	（3）都行造林事業	18
	（4）森林循環促進事業	19
	（5）木質バイオマス事業	21
	（6）森林を守る都民基金事業	21
	（7）多摩産材利用拡大事業	22
5	緑の募金・緑化推進事業（公益目的事業4）	23
	（1）緑の募金事業	23
	（2）緑の少年団活動支援事業	24
	（3）苗木生産供給事業	25
6	試験研究・成果還元事業（公益目的事業5）	26
	（1）農林総合研究センター事業	26
	（2）農林水産資源拡大事業	29
	（3）環境保全型農業の推進事業	30

Ⅲ 法人管理

1	評議員・評議員会	32
2	理事・理事会	32
3	内部管理の推進	32

Ⅳ 参考資料

1	組織の概要	33
	(1) 機構	33
	(2) 組織	36
	(3) 職員数	37
2	事業計画総括表	38
3	収支の概要	39

経営方針

- 1 都の農林水産業振興施策の一翼を担いつつ、公益性の高い事業を実施する。
- 2 常に地域経済に貢献できる試験研究・開発を行い、都民と地域社会の期待に応えていく。
- 3 公益財団法人としてコンプライアンスを徹底し、常に都民の信頼を得る。

I 平成 30 年度事業運営方針

近年、我が国の農林水産業を取り巻く環境は、農林水産業の担い手の高齢化や農地の減少、安価な輸入農産物の増加等に伴う収益性の悪化など、依然として厳しい状況にある。また、今後は農業分野でも国際的な競争力の強化が極めて重要な課題となってきた。さらに、国は、農地の大規模化や遊休農地の解消、農協改革などの様々な施策を打ち出している。一方、都市農業振興基本法の成立や都市農業振興基本計画の閣議決定など、都市農業の新たな転機が訪れている。

東京の農林水産業は、都民に身近な生産地として新鮮で安全な食料を供給するとともに、緑豊かな農地や森林は、都民の快適な生活環境の確保や地域の景観形成に重要な役割を果たしている。また、緑地機能や災害時のオープンスペース機能、生物多様性を保全する自然環境の維持機能、ヒートアイランド防止機能など多くの重要な働きを備えている。

こうした中で都では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会とその先を見据えて、東京の農業を将来に向けて着実に展開していくため、平成 29 年 5 月に「東京農業振興プラン」を策定した。

当財団は、この東京農業振興プランなど東京都の方針を受けて、東京都、区市町村及び関係団体と密に連携しながら、東京の農林水産業を活力ある産業として発展させ、かつ農地や森林が持つ多面的機能を十分発揮させるため、後継者の育成や経営支援、森林の整備、種畜・種苗の供給など様々な事業を展開し、着実に事業効果を出していくよう努めていく。試験研究部門においても、農畜産物の品種改良や新しい生産技術の開発などを行い、都民や農林水産業者のニーズに応えるため、農林水産業の発展を技術面から支えていく。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成功への貢献はもとより、大会後の東京の農林水産業の発展も視野に入れて様々な研究や施策を推進していく。

財団の内部管理においては、引き続き、コンプライアンス及び情報共有を徹底し、公益財団法人として求められる高い透明性、一体的な組織運営のもとに事業を行っていく。また、財団の自主性を高めるための固有職員の育成、災害等に対する危機管理能力の向上などに努めていく。

II 事業計画内容

1 後継者等対策事業（公益目的事業1）

将来の農林水産業を担う後継者等に対し、各種研修への参加や自主研究活動等の奨励、配偶者確保等の支援を行う。また、新しい事業展開や経営の高度化を目指す農林水産事業者に対し、技術習得の支援などを行うことにより、活力ある東京都の農林水産業と都民生活に寄与する。

なお、これらの事業を行うにあたっては、東京都や区市町村、農業団体との連携を図りながら進めていく。

(1) 新規就業者支援事業（青年農業者等育成センター事業）

就農に関する相談や、就農する際に必要な技術的研修等の各種支援、就業状況の調査等を行う。

① 青年農業者就農支援事業

東京都から指定を受けた「青年農業者等育成センター」として、青年農業者等（新規就農者及び就農希望者、農業後継者）の円滑な就農を支援する。

ア 就農支援活動

就農啓発等のための広報活動及び就農促進のための企画会議等の開催、調査活動を実施する。

イ 就農相談活動

相談員を配置して、就農相談に対応し、新規就農等を支援する。

ウ 新規就農者動向・実態調査

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までに都内各区市町村に就農した者を調査し、その動向を把握する。また、その対象者に対して、就農時と現在の経営状況、生産や販売の考え方等について実態調査を行う。

エ 青年農業者等育成

東京都農林水産業技術交換大会の開催（年 1 回）により、青年農業者等の啓発、研究、交流活動を支援する。

オ 就農支援資金債権管理

平成 26 年度までに、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 26 年廃止）に基づき、新規就農者に貸し付けた就農支援資金（研修資金、準備資金、施設資金）について、その債権を管理する。

② 女性・青年農業者育成対策

担い手不足が顕在化する中、女性農業者の一層の活躍と農業後継者や農外から就農を目指す者を、経営感覚に優れた安定的な農業経営の担い手として新たに確保・育成を図っていく。また、指導農業士等を活用して、就農希望者及び新規就農者に対して農作業体験や技術習得の研修等を実施し、就農を促進する。

ア 就農コンシェルジュの設置

青年農業者等育成センターに、女性の就農希望者が相談し易い相談窓口として女性の就農相談員（就農コンシェルジュ）を設置し、相談者の意欲や計画性等を判断し、助言や農業研修のコーディネートを行う。

イ 指導農業士等による研修の実施

指導農業士や関係機関と連携して、就農希望者及び新規就農者に対して農業体験と技術習得の研修を実施し、就農を促進する。

・農業体験研修

東京都内で就農を希望する者を対象（1回につき5日以内）（20回）

・農業技術研修

東京都内での就農を準備している者及び都内で就農して概ね5年以内の農業者を対象（1回につき20日程度）（20回）

ウ 女性を対象とした就農PR

女性向け農業ツアー等による就農PRを行う。

エ 女性新規参入者等の組織化及び活動支援

女性新規就農者等の組織化に向けての交流会の開催やマルシェの実施等の活動支援を行い、女性の就農促進と定着を図る。

（2）担い手育成・活動支援事業

東京の農林水産業の担い手の確保と資質の向上を図るため、技術研修への参加や技術・経営向上への取組を支援する。また、担い手が組織する団体が実施する自主的な活動に対して、地域で抱える課題等の解決に向けた自主的に研究する活動、経営技術に関する講習会の実施等を支援する。さらに、担い手を確保・育成するための農業セミナーの開催・支援等を行う。

① 経営技術の習得・向上支援事業

ア 研究機関等における就農のための技術研修支援

新規就農者や農業後継者が農業経営を開始するにあたり、技術の習得及びその向上のために受講する以下の研修について、受講に必要な経費の一部を助成する。

・公立研究機関及び先進経営体における研修（対象：8名）

・八丈町・神津島村・大島町が設置する農業担い手育成研修センターにおける研修（対象：4名）

イ 販売促進等活動への支援

販売促進等活動助成（対象：5件）

担い手が行う知的財産の取得及び活用、農産物販売促進のための活動等に必要経費の一部を助成する。

② 担い手団体活動支援事業

ア 自主研究活動への支援（対象：6団体）

担い手団体が自主的に実施する研究活動に必要な経費の一部を助成する。

- イ 講習会等研修活動への支援（対象：15 団体）
担い手団体が経営や技術向上のために実施する講習会等に必要な経費の一部を助成する。
- ウ ふれあい活動を通じた配偶者確保支援（対象：4 団体）
地域で行われる独身の担い手と一般独身者との交流活動に対して、その運営費の一部を助成すると共に、交流活動の開催支援等を行う。

③ 担い手育成のセミナー開催等

- ア フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー支援
農業後継者や新規就農者の技術習得を目的として東京都と J A 東京中央会が開催する「フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー」に対して、その運営費の一部を助成する。（第 13 期）
- イ 意欲的農業者支援セミナーの実施
「意欲的農業者支援セミナー」を東京都と共催し、企業的経営者や認定農業者、地域農業のリーダーを目指す意欲的な農業経営者に対して、経営者マインドを持つ担い手として育成するための研修等の実施を支援する。（第 8 期）

（3）都民交流事業

農林水産業に対する理解を促進するため、都民と農林水産業者との交流を図るとともに、多様な農業の支え手であるボランティアを養成する。

① 生産者と都民との交流

都民にとって身近な農地で安全・安心な農産物を提供している都市農業を持続させ、その重要性について理解を深めるとともに、生産者が都民の農林水産業に対する期待・要望や消費者ニーズ等を把握するための交流活動を推進する。

ア 生産者と都民の交流活動への支援事業（対象：2 団体）

担い手団体が実施する農林水産体験等の都民との交流活動に必要な経費の一部を助成する。

イ 担い手と消費者との交流等の促進

担い手と消費者が交流するセミナー等の開催支援等を行う。

② 地域援農ボランティアの養成事業（東京の青空塾）

農業に強く関心を持つ一般住民が農家の作業を手伝うことで地域農業を応援する援農ボランティアを地域（各区市町村）と共に養成し、受入農家を支援する。

ア 援農ボランティア養成

- ・コース：野菜、花卉、果樹、植木の 4 コース
- ・養成講座（中央研修）の実施
- ・援農ボランティアの認定

イ 援農ボランティア活動の促進

- ・援農ボランティアに対する調査及びボランティア傷害保険加入手続き支援

ウ 長期継続ボランティアの表彰

- ・青空塾を修了後、5年以上の長期継続ボランティアを表彰

③ 都民と進める食と農の体験事業

都民・児童を対象に、東京農業への理解促進や普及啓発を図るとともに、健康な心身と豊かな人間性を育むため、生産現場における農家との交流や体験学習活動などの食育活動を推進する。

ア 農業体験・食育事業

種まきや収穫などの農業体験、料理教室や食育講座などの食育活動を実施し、農業に対する理解促進と健全な食生活習慣を培う。

イ 畜産ふれあい体験活動事業

家畜ふれあい体験や畜産物加工品作り体験を行い、畜産に対する理解促進、消費拡大を図る。

ウ 都民への東京農業のPR

各種イベントにおいて体験コーナーやPRブースを設置するなどにより、東京農業のPRと都内産農産物の消費拡大・販売促進を図る。

(4) 林業労働力確保支援センター事業

森林整備の担い手となる新規就業者への支援や林業従事者の育成を行うとともに、林業事業体における雇用管理の改善を進め、林業労働力の確保を図る。

① 林業就業支援事業

林業への就業希望者を対象に、森林・林業に関する基礎知識及び林業労働安全教育等に関する研修を行う。

- ・研修内容：森林・林業知識、実地研修、安全講習、就業・生活相談、施設見学会
- ・研修期間：15日間 年1回 10名

② 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業

都の認定を受けた林業事業体の新規就業者を対象に、林業に必要な資格等の取得に加え、基本的な知識・技術等の習得のための集合研修と実地研修（OJT）を組み合わせた3年間の研修を実施するとともに、研修を実施する事業体への指導・監督を行う。

- ・1年目研修 5事業体 8名
- ・2年目研修 5事業体 9名
- ・3年目研修 0事業体 0名

③ 林業新規就業者育成支援事業

「緑の雇用」新規就業者育成推進事業を、対象外又は対象であっても人数等の制約から利用できなかった林業事業体の新規就業者を対象に、林業に必要な資格等の取得に加え、基本的な知識・技術等の習得のための集合研修と実地研修（OJT）を組み

合わせた3年間の研修を実施するとともに、中堅技術者を育成する2年間の集合研修を行う。また、研修を実施する事業体への指導・監督を行う。

- ・ 1年目研修 2事業体 2名
- ・ 2年目研修 2事業体 4名
- ・ 4～5年目研修 4事業体 5名

④ 林業就業促進資金貸付事業

林業に新規参入しようとする者の就業の円滑化を図るため、研修への参加や林業機械の調達等の就業の準備に必要な資金を無利子で貸し付ける。

- ・ 就業研修資金（貸付枠：200千円）、就業準備資金（貸付枠：650千円）

⑤ 森の技術者育成事業

林業事業体の作業現場において、その事業体のニーズに応じたOJT研修を行う講師を派遣し、高度な林業技術を持つ技術者を育成する。

- ・ 10事業体

⑥ 森林整備担い手確保対策事業

森林整備の担い手である基幹現場技術者等へ技能研修を実施する。

- ・ 労働安全衛生研修（1回）
- ・ 上級救急救命講習（1回）

⑦ 林業労働環境整備事業

林業事業体の体質強化及び林業労働者の雇用環境の整備・安全衛生を確保するための支援を行うとともに、林業従事者の労働強度の低減を図り、安全で効率的な施業の促進を図る。

ア 労働者の労働環境整備に取り組む事業主に対する、東京都の認定を受けるための改善計画の手続きのフォローや改善計画の進捗状況管理・指導

イ 雇用管理改善セミナーや財団が取得した森林認証に対応するための研修を実施

ウ 林業機械レンタル料等の助成（1／2助成）

⑧ 林業事業体のレベルアッププロジェクト事業【新規】

労働安全対策や経営力向上等の改善事項について一体的に取り組む意欲のある林業事業体に対し、林業事業体が作成するレベルアップ計画に基づく支援を体系的に実施することで、雇用・経営基盤を確立させ、林業事業体のレベルアップを図る。

ア 基盤整備

- ・ 傷害保険掛け金助成（認定事業体：2／3以内、その他の事業体：1／2以内）
民間の傷害保険等の加入に対する助成
- ・ 退職金共済掛け金助成（認定事業体：2／3以内、その他の事業体：1／2以内）
林業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度の事業主負担分の助成

- ・林業機械（大型機械）助成（認定事業体：2／3以内）
大型林業機械の購入またはリース時の物件費助成
- ・林業機械（その他機械）助成（認定事業体：2／3以内、都内の事業体：1／2以内）
チェーンソー等林業機械の購入費助成

イ 労働安全対策

- ・特殊健康診断助成（認定事業体：2／3以内、その他の事業体：1／2以内）
チェーンソーや刈払機の使用による身体に著しい振動を与える業務従事者を対象とした特殊健康診断受診料の助成
- ・蜂毒アレルギー検査料等助成（認定事業体：2／3以内、その他の事業体：1／2以内）
蜂毒アレルギー検査の受診料及び診察料の助成
- ・安全用具助成（認定事業体：2／3以内、都内の事業体：1／2以内）
チェーンソー防護具等の購入費助成
- ・リスクアセスメント等安全活動給付金（認定事業体：2／3以内、その他の事業体：1／2以内）
林業事業体の自主的な安全活動の実施に対する給付金

ウ 人材育成支援

- ・林業機械等資格取得助成（都内の事業体：定額 上限10万円／人・年）
林業機械の運転資格や林業作業の特別教育等の資格取得料の助成
- ・マッチング助成（都内の事業体：定額 上限4万5千円／人・月）
新規就労者の本採用前の雇用期間に要する諸経費の助成
- ・人材育成助成（認定事業体：定額 上限25万円／人・月、受入事業体10万円／事業体・月）
OJTでは身につけられない技術で、技術習得に長期を要する高度技術の習得のため、先進的な事業体等への出向に要する経費（出向者の人件費等）の助成

⑨ 宿舍借り上げ助成事業

林業事業体が新規就業者及び季節労働力を安定的に受け入れるために必要な宿舍の借上げに要する経費を助成する。

- ・新規就業者用（8戸）及び都外雇用者用（1棟）

⑩ 地域林業雇用改善促進事業

林業雇用改善アドバイザー（1名）を設置し、林業への就業希望者や林業事業体等の相談指導を実施する。

(5) 情報提供・普及啓発事業

農林水産業に関する情報提供や各種コンテンツを活用した普及啓発活動により、東京の農林水産業の振興に寄与する。

① 東京の農林水産webサイト運営事業

新鮮で安全・安心な東京産農林水産物や農林水産業の魅力を広くPRし、東京の農林水産業に対する理解の促進を図るため、平成28年度に開設したwebサイト「とうきょうの恵み TOKYO GROWN」(日本語、英語、中国語、韓国語)のさらなる改善・管理・運営を行う。

② 東京農業情報発信事業

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした都内産農林水産物の消費拡大に向けて、都内産農産物の情報を発信するため、平成28年度に発行した無料情報誌の全面リニューアル版を作成、配布する。

2 経営安定対策事業（公益目的事業2）

法律等に基づき行う生産者に対する経営安定対策として、以下の事業を実施する。

（1）東京農業の支え手育成支援事業

東京農業の支え手の育成・活動支援のため、区市町村の枠を超えて活動する広域型の農作業ボランティアの育成支援及び登録・派遣等を行う。

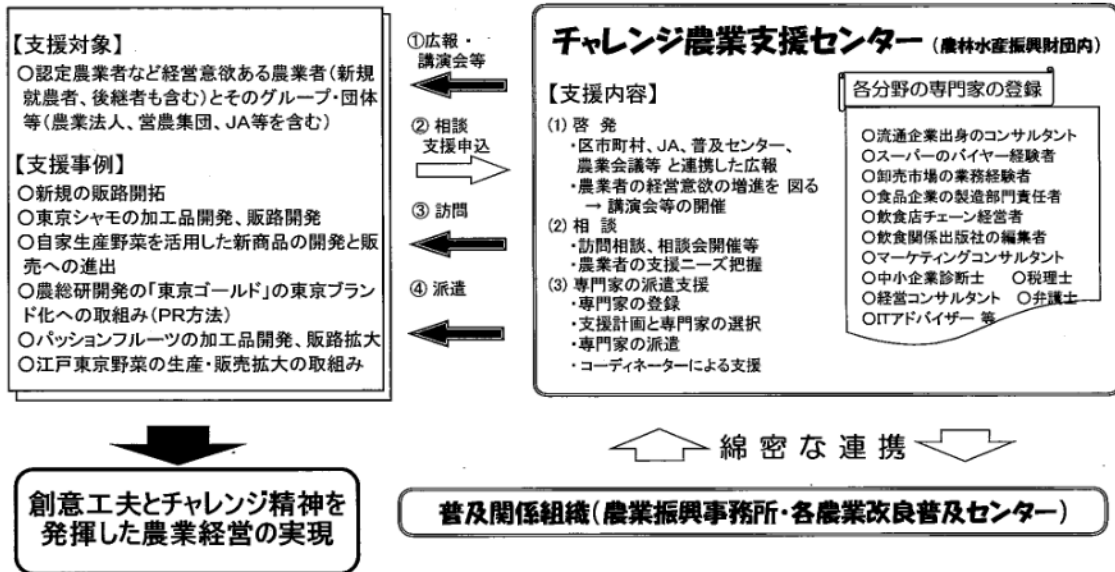
- ① 広域型ボランティア育成支援及び登録・派遣
広域ボランティア登録・派遣業務を行うとともに、技術研修や制度PRを行う。
(ボランティア登録人数 50 名、ボランティア派遣延 500 名、研修 50 回)
- ② 農作業受託組織の実態調査
都内で農業振興に関する活動を行っている都内NPO等の実態調査を行い、具体的な組織支援策に向けた基礎資料とする。

（2）チャレンジ農業支援事業

農業経営のさらなる向上や新しい分野への挑戦、取引先の開拓などに取り組み、自らの農業経営を発展させようとする意欲ある農業者（個人、グループ等）に対して、財団内に設置している「チャレンジ農業支援センター」において、支援ニーズに合わせてマーケティング、流通、経営、情報等の専門家を派遣して、直接アドバイスをを行う。

- ① 啓発事業
農業経営に関する意欲を高めるため、講演会等を開催する。(3回)
- ② 相談事業
相談窓口を設置するとともに直接訪問して、農業者が抱える多様な課題の相談に乗って課題の整理を行う。(55件)
- ③ 専門家派遣事業
経営、マーケティング、流通、情報等の専門家を登録して、支援を希望する農業者やそのグループ等の課題の解決に向けて、財団スタッフ（コーディネーター）が農家へのヒアリングを行い、支援内容、日程等を調整した上で適切な専門家を選考し、同行して現地での支援を実施する。女性農業者の起業開始支援については、派遣回数を増やして支援する。(計 55 農業者等)
- ④ 業務推進委員会の開催
事業の効果的推進を図るため、業務推進委員会を開催する。(2回)

【チャレンジ農業支援センターによる支援のしくみ】



(3) 農地保有合理化事業

経営規模の拡大や農地の集団化等を推進し、農業の生産基盤である農地を保全するため実施していた農地保有合理化法人としての事業実施は平成 25 年度末で廃止となった。しかし、これまでに農地保有合理化事業で当財団が買入れ又は借入れて現在保有している農用地等については、契約満了まで事業を継続していく。

平成 29 年度末農地保有面積及び 30 年度末農地保有面積 (計画) 表中の () 内は件数

事 項 別		売買事業 (一時保有)	貸借事業 (管 理)	合 計
平成 28 年度末保有・管理農地		8,332 m ² (2 件)	11,328 m ² (5 件)	19,660 m ² (7 件)
平成 29 年度	売渡農地面積	—	—	—
	貸借契約解除農地面積	—	—	—
	平成 29 年度新規実績	—	—	—
	年度末保有・管理農地	8,332 m ² (2 件)	11,328 m ² (5 件)	19,660 m ² (7 件)
平成 30 年度計画事業整理規模		—	△933 m ² (△1 件)	△933 m ² (△1 件)
平成 30 年度末計画保有・管理農地		8,332 m ² (2 件)	10,395 m ² (4 件)	18,727 m ² (6 件)

(4) 農林水産物認証取得支援事業

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で都内産農林水産物の積極的な提供・PRを実現するため、農林水産物の認証（国際、国内）の取得を目指す農林水産事業者等に対して認証取得のための支援を行う。

① 農林水産物認証制度説明会

東京都が開催する農林水産物認証（国際、国内）に関する説明会の、講師料や会場使用料等の経費を負担する。

② 認証取得希望事業者へのコンサルタント派遣

認証取得を希望する農林事業者等に対して、財団が認めたコンサルタント等を活用して指導や助言を実施する。

③ 認証取得支援

認証機関による審査や認証書の発行等に必要な経費を補助する。

④ 認証維持・更新支援

認証取得後の維持更新等に係る経費を補助する。

(5) 東京都GAP推進事業【新規】

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据えて、食品安全や環境等に配慮した持続可能な農業を継続的に推進し、都民へ安全安心な農産物を提供していくため、平成 30 年度から東京都が認証を開始する「東京都GAP認証制度」について、申請者の取組状況の調査及び認証者に対する研修を財団として実施する。

① 認定申請の確認事務

都が策定した東京都GAPの基準に照らし合わせて、認証を申請する農家の状況について現地確認等を行い、その結果を都に報告する。

② 東京都GAP認証農家の悉皆研修の開催

認証農家の東京都GAPの技術水準維持のため、悉皆の研修会を開催する。

3 生産安定対策事業（その他の事業1）

法律等に基づき、都民の消費生活を支えるとともに、野菜及び肉用牛農家に対する生産安定対策として、以下の事業を実施する。

（1）野菜価格安定対策事業

天候などの影響により、対象野菜の市場価格が保証基準額を下回った場合に生産者に対して価格差の補填を行う。そのための資金を国、都、町村、生産者が、それぞれ負担割合に応じ造成する。

【根拠法令】野菜生産出荷安定法（昭和41年7月1日法律103号）

① 出荷予約数量：2,572.0トン（うちアシタバ62.5トンは都単独事業）

② 野菜価格差補給資金の造成及び管理

価格差補給交付金交付予約数量に基づき資金を造成し、補給交付金交付に伴う資金の管理運営を行う。

○ 国：独立行政法人農畜産業振興機構へ資金造成補助を行う。

○ 都：東京都農林水産振興財団へ資金造成補助を行う。

○ 町 村：東京都農林水産振興財団へ資金造成補助を行う。

○ 生産者：東京都農林水産振興財団へ資金造成を行う。

③ 補填対象野菜

8品目

こまつな、カリフラワー、ブロッコリー、ほうれんそう、キャベツ、だいこん、にんじん、アシタバ（アシタバは都単独事業）

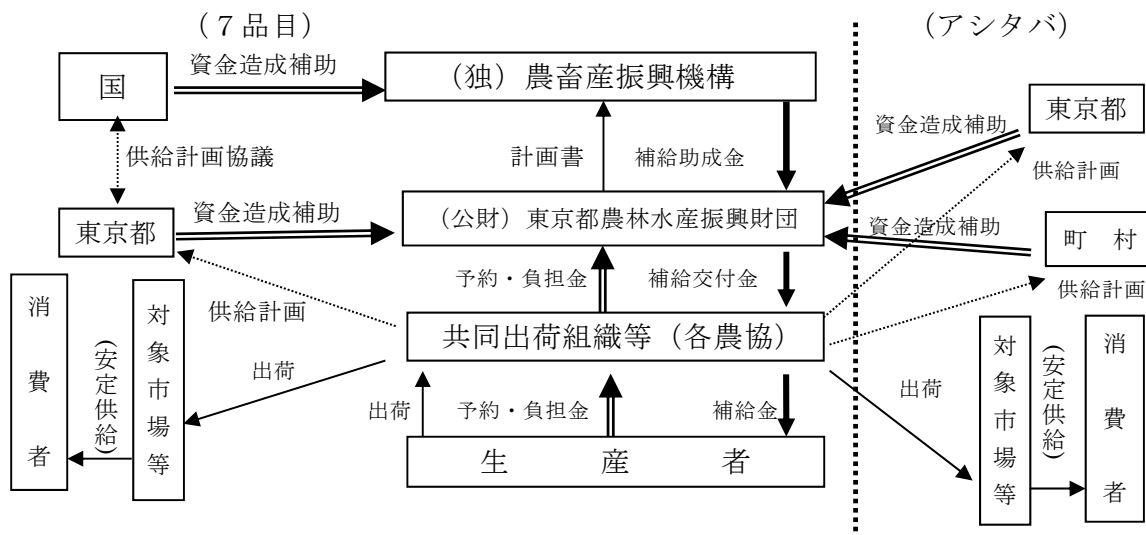
④ 造成予定額

（単位：千円）

区 分	国庫事業	都単事業（アシタバ）
国庫助成金（機構で造成）	(1/2) 25,949	0
東京都造成資金	(1/4) 12,974	(1/2) 3,724
町村造成資金	0	(1/4) 1,862
生産者造成資金	(1/4) 12,974	(1/4) 1,862
合 計	51,897	7,448

※千円未満四捨五入、カッコ内は造成割合

【事業のしくみ】



(2) 畜産振興事業

① 肉用子牛価格安定対策事業

肉用牛生産基盤の拡大や良質な牛肉の安定供給に資するため、肉用子牛の価格が低落した場合に、生産者に対して生産者補給金を交付することにより、肉用子牛の生産の安定及び肉用牛経営の安定的発展を図る。

ア 肉用子牛生産者補給金制度

肉用子牛の平均売買価格が、国が定めた保証基準価格を下回った場合に補給金を生産者に交付する。

【根拠法令】肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年12月22日法律98号）

・生産者積立金の造成計画

（農畜産業振興機構 1/2、都 1/4、生産者 1/4）（単位：円）

区 分	計画（頭）	積立金額
黒毛和種	104	124,800
交 雑 種	20	48,000
乳 用 種	21	134,400
合 計	145	307,200

対象戸数 生産者補給金交付契約締結生産者 18戸

イ 肉用牛繁殖経営支援事業

肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が発動基準を下回った場合に差額の一部を補てんすることにより、繁殖経営の所得を確保し、肉用牛繁殖経営の安定に資する。

② 肉用牛肥育経営安定特別対策事業

販売した肉牛の平均粗収益が平均生産費を下回った場合にその差額の8割を上限として肥育農家に補てん金を交付することにより、肉牛として出荷するまでに相当の期間と経費がかかる肥育経営の安定を図る。

ア 補てん金の交付

肥育牛1頭当たりの月毎の平均粗収益が月毎の平均生産費を下回った場合に補てん金を生産者に交付する。

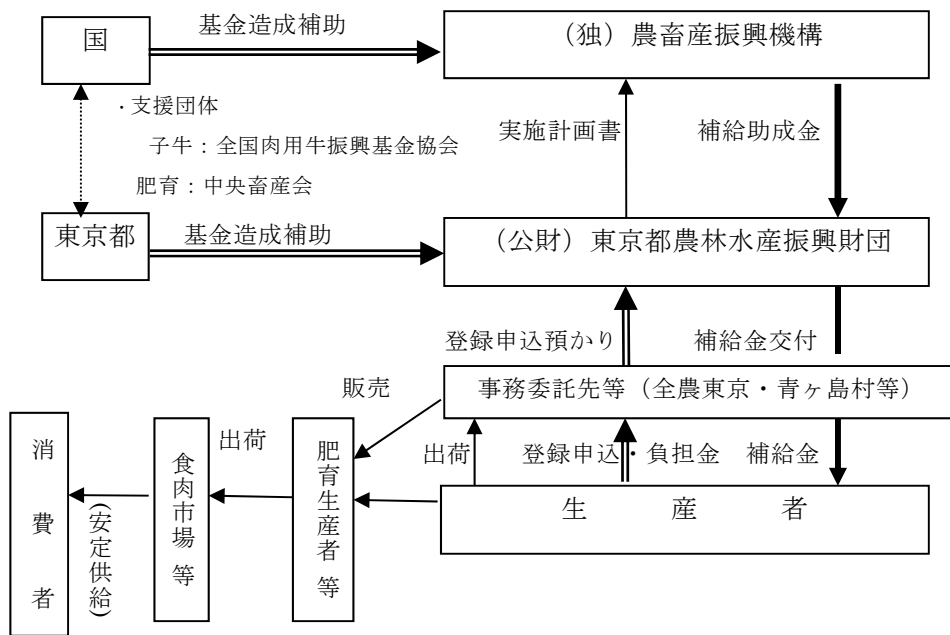
イ 生産者積立金の造成計画

（農畜産業振興機構 3/4、生産者 1/4）（単位：円）

区 分	計画（頭）	積立金額
黒毛和種	220	5,280,000
交 雑 種	10	760,000
乳 用 種	0	0
合 計	230	6,040,000

対象戸数 補てん金対象肥育生産者 7戸

【事業のしくみ】



〔 肥育事業について東京都は補助していない 〕

4 森林整備事業（公益目的事業3）

林業の低迷により手入れの行き届かない森林が増えている。こうした森林を整備するため、分収契約や森林整備協定などにより森林所有者や都市住民などと協働して森林を整備する。

（1）分収林事業

分収林契約に基づく保育計画により、既契約地の保育管理等を行う。また、平成 31 年度に契約満了を迎える契約地の材積調査等を行う。

なお、木材価格の低迷等により、収支の悪化が懸念されるため、平成 19 年度以降は新規契約を中止した。

① 二者分収林

ア 二者分収造林

契約地の保育作業を行う。

- ・契約地 6 か所 13.22ha
- ・契約期間 50 年間
- ・分収割合 土地所有者 30%：財団 70%
- ・保育管理（見回り管理：6 か所 13.22 ha）

イ 二者分収育林

契約地の保育作業を行う。

- ・契約地 81 か所 283.07ha
- ・契約期間 契約時～50 年生もしくは 80 年生になるまで
- ・分収割合 土地所有者 20～40%：財団 60～80%
- ・保育管理（見回り管理：69 か所 257.25ha、
境界整備：12 か所 47.52ha、作業路改修 400m）
- ・調査等（材積調査：12 か所 47.52ha）
- ・30 年度契約期間満了 12 か所 25.82ha

② 三者分収育林

都民に森のオーナーとして育林費を負担してもらい、森林の整備を行う。

ア 契約の状況

- ・契約地 2 か所 19.03ha
- ・森のオーナー数 185 名（193 口）
- ・契約期間 契約時～50 年生になるまで
- ・分収割合 土地所有者 40%：森のオーナー 50%：財団 10%

イ 契約地の保育管理を行う。

- ・材積調査 19.03ha（2 か所）

ウ 分収林地の処理を行う。

分収育林契約の処理計画及び実績

(上段：面積【ha】、下段：件数)

市町村名	処分実績 (H22～H29) 及び計画 (H30)							摘 要
	H22～ 25まで	H26	H27	H28	H29	H30 (計画)	計	
奥多摩町	22.34	8.32	75.26	62.45	61.16	10.33	239.86	H28・29は三者分収を含む
	5	2	7	9	6	4	33	
青梅市	2.54	2.12	-	1.38	-	9.76	15.80	
	2	1	-	1	-	5	9	
あきる野市	0.66	-	3.56	12.08	7.89	-	24.19	H28は三者分収を含む
	1	-	1	2	5	-	9	
日の出町	-	-	-	-	0.31	1.58	1.89	
	-	-	-	-	1	1	2	
檜原村	43.49	2.42	2.93	24.42	8.15	-	81.41	H25・28は三者分収を含む
	10	2	2	6	3	-	23	
八王子市	-	-	1.40	-	6.77	4.15	12.32	
	-	-	1	-	2	2	5	
計	69.03	12.86	83.15	100.33	84.28	25.82	375.47	
	18	5	11	18	17	12	81	

※全体 81 件のうち 75 件は二者分収育林契約、6 件は三者分収契約。

③ 奥多摩・昭島市民の森

昭島市にオーナーとして造林費を負担してもらい、森林の整備を行う。

ア 契約地（奥多摩町氷川字大沢入）の概要

- ・契約面積 1.44 ha
- ・契約期間 平成 16 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日
- ・分収割合 土地所有者 30%：財団 35%：緑化協力者 35%

イ 契約地の保育管理

- ・見回り管理

ウ その他

- ・イベント調整

④ 航空電子グループの森

航空電子グループにオーナーとして造林費を負担してもらい、森林の整備を行う。

ア 契約地（奥多摩町氷川字大沢入）の概要

- ・契約面積 1.33 ha
- ・契約期間 平成 16 年 6 月 18 日から平成 27 年 3 月 31 日
- ・分収割合 土地所有者 30%：財団 35%：緑化協力者 35%

イ 契約地の保育管理

- ・見回り管理

ウ その他

- ・イベント調整

(2) 都民との協働による森林づくり事業

都民や企業、自治体等との協働による森林整備を推進するため、森林整備協定や受託により森林づくり事業を実施する。

① 二俣尾・武蔵野市民の森

武蔵野市、森林所有者、財団の三者で締結した森林整備協定に基づき、森林の保育管理及び啓発事業等を受託して行う。

ア 整備地の概要

- ・協定地 青梅市二俣尾
- ・面積 7.02 ha
- ・協定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日

イ 森林保育管理

- ・歩道整備
- ・枝打

ウ 啓発事業

- ・武蔵野市民向けの森の市民講座 年5回開催

エ 協議会の開催

- ・年1回

② 奥多摩・武蔵野の森

平成26年度に武蔵野市、奥多摩町、財団の三者で新たに締結した森林整備協定に基づき、森林整備を行う（当初開始年度：平成16年度）。

ア 整備地の概要

- ・協定地 奥多摩町氷川字逆川のシカ被害地
- ・面積 3.35 ha
- ・協定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日
- ・植栽樹種 広葉樹

イ 森林保育管理

- ・シカ柵等の見回り管理
- ・歩道の改修等

ウ 運営委員会の開催

- ・年2回

③ 都有保健保安林の利用調整等業務

東京都八王子市にある木下沢都有保健保安林に係る以下の業務を東京都から受託し、都民向け情報発信とともに、森林ボランティアグループの活動を支援する。

- ・都民等への情報の提供
- ・森林整備に協力する団体等に対する指導と調整
- ・森林整備に供する資材等の提供
- ・規模 11.70 ha

④ とうきょう林業サポート隊の運営

多摩地域の森林で植栽や下刈り等の森林整備作業を行うボランティアを募集し、サポート隊メンバーとして活動できるよう運営する。林業の専門家が指導員となり、サポート隊メンバーを基礎から指導する。経験に応じてチェーンソー等を用い、森林整備作業を担える人材育成も目指していく。

- ・週2回の活動（実技、座学）
- ・年間100名のサポート隊メンバー新規追加登録

(3) 都行造林事業

模範的な森林整備を進め、水源涵養、国土保全、森林の公益的機能を確保するとともに、林業関係者の造林意欲の向上や林業労働者の雇用の確保等により地域林業を振興するため、東京都が行う都行造林事業のうち、多摩地域の824.85haの維持管理を東京都から受託し、施業計画に基づき保育管理や都の処分方針に基づく事務処理を行う。

① 事業内容

- ・保育施業の委託(施業計画に基づき保育等を行う)
- ・造林地の管理
- ・造林地契約事項に係る事務処理
- ・造林地台帳の整理
- ・造林処分地の調査

② 対象林

造林事業名	施業面積(ha)	施業内容
御大典記念	52.16	標柱整備・境界刈払・歩道整備
紀元2600年記念	28.90	標柱整備・境界刈払・歩道整備
御成婚記念	268.38	標柱整備・境界刈払・歩道整備
オリンピック記念	133.60	標柱整備・境界刈払・歩道整備
多摩森林育成	341.81	間伐・枝打・標柱整備・境界刈払・歩道整備
合計	824.85	

③ 処分状況

年度	年度当初施業面積	契約解除など処分状況
28	910.40ha	処分面積51.74ha（御成婚記念8.86ha 御大典記念8.13ha 紀元2600年記念34.75ha） ＜うち花粉事業による処分16.99ha＞
29	858.66ha	処分面積33.81ha（御成婚記念25.31ha 御大典記念8.00ha 多摩森林育成0.50ha） ＜うち花粉事業による処分33.31ha＞
30見込	824.85ha	処分面積8.50ha（御成婚記念8.50ha）

(4) 森林循環促進事業

平成 18 年度からスギ林を伐採して花粉の少ないスギ等に更新する主伐事業を実施してきた。平成 27 年度からは民間主体の伐採への支援も行うなど事業の仕組みを再構築し、森林循環を促進し、花粉削減と多摩産材の安定供給を図る事業を 10 年間の計画で実施している。また、花粉の少ない森づくり運動を展開して、企業や都民等と連携した森林整備を行う。

① スギ・ヒノキ林の伐採・搬出及び植栽・保育

森林所有者と財団との間で立ち木の買取り及びその跡地の森林整備に関する契約を締結する。財団は当該契約地の立ち木を伐採・搬出し、販売する。その後、財団は伐採跡地に花粉の少ないスギ等を植栽し、20 年間又は 30 年間保育管理を行う。

- ・主伐契約計画 30ha

② 貯木場の管理運営

伐採した木材の貯留、仕分けのため、平成 20 年度に設置した貯木場の管理運営を行う。

- ・所在地：青梅市新町 6 丁目
- ・敷地面積：13,584 m²
- ・貯木面積：約 11,000 m²（格納庫兼管理棟、駐車場を除く）
- ・格納庫兼管理棟：1 棟
- ・作業機械：グラップル付ホイールローダ（1 台）、グラップル付トラック（1 台）
フォークリフト（2 台）

③ 木材の販売

伐採した木材を用途別に仕分けて販売する。

- ・販売計画 (単位：m³)

区分	計画
A材（建築用）	9,000
B材（合板用）	1,000
C材（チップ用）	10,500
計	20,500

<参考>平成 29 年度計画：19,500 m³

④ 主伐材搬出補助

民間の伐採搬出を促進するため、伐採された木材の運搬経費の一部を補助する。

⑤ 花粉の少ない森づくり運動

花粉の少ない森づくりへの都民の理解・協力を得るため、東京都と連携して「企業の森」事業、「花粉の少ない森づくり募金」活動及び「森づくり支援倶楽部」の運営を行う。

ア 企業の森

事業に賛同する森林所有者、企業・団体と森林整備に関する10年間の協定を締結して、企業・団体に花粉募金、森林整備費等相当額を寄付してもらう。企業・団体は森林に名前を付け現地に看板を設置し、植栽・下刈りなどのイベントを行うなど、社員研修の場として活用できる。

<「企業の森」協定締結実績> ※網掛けは協定期間が終了したもの

	協 定 名 称	年度	面積 (ha)	所 在
1	企業の森・東芝（御岳）	19	4.72	青梅市御岳
2	東芝府中・日の出の森	19	1.75	日の出町大久野
3	武蔵野水道・時坂の森	19	3.21	檜原村本宿
4	企業の森・黒田電気（青梅）	19	0.65	青梅市裏宿町
5	企業の森・NTTコムウェア（青梅）	20	3.14	青梅市柚木町
6	企業の森・エムオーテック（あきる野）	20	3.56	あきる野市小和田
7	企業の森・東芝府中（青梅）	21	3.17	青梅市成木
8	企業の森・ネッツトヨタ多摩（青梅市成木）	21	2.47	青梅市成木
9	新宿の森 あきる野（企業の森）	21	3.73	あきる野市戸倉
10	サントリー天然水の森 奥多摩（企業の森・サントリー（檜原））	21	13.00	檜原村人里
11	企業の森・いなげや（青梅）	22	0.93	青梅市富岡
12	企業の森・東栄住宅（あきる野）	22	2.89	あきる野市小和田
13	企業の森・カナデン（青梅）	22	0.46	青梅市柚木町
14	美しい多摩川フォーラムの森（青梅）	22	1.59	青梅市柚木町
15	東京都交通局・100年の森（青梅）	23	1.25	青梅市富岡
16	企業の森・社団法人青梅法人会（長淵）	23	1.61	青梅市長淵
17	企業の森・リコーロジスティクスグループ（御岳）	23	1.76	青梅市御岳
18	日野自動車 70周年の森（御岳）	24	2.29	青梅市御岳
19	企業の森・清和総合建物（御岳）	24	0.45	青梅市御岳
20	グリーンアークの森（御岳）	25	5.10	青梅市御岳
21	企業の森・あくなき創造の森（青梅柚木）	25	1.16	青梅市柚木町
22	富士通グループ・あきる野 企業の森	26	0.73	あきる野市引田
23	企業の森・環境ステーションの森（檜原）	26	1.57	檜原村字上元郷
24	サントリー天然水の森 とうきょう秋川（企業の森）	27	0.99	あきる野市引田
25	日本事務器・あきる野引田 企業の森	27	0.21	あきる野市引田
26	企業の森・東栄住宅（青梅）	28	0.74	青梅市二俣尾
27	エコロじいの森（青梅 黒沢）	28	1.90	青梅市黒沢
28	多摩プロジェクト ネットトヨタ多摩 プリウスPHVの森	29	3.69	青梅市二俣尾
29	読売の森	29	0.23	青梅市吹上
29年度末合計		29件	68.95	

イ 花粉の少ない森づくり募金

都民や企業等への募金活動を行い、寄せられた募金は、「花粉の少ない森づくり」(主伐事業等)の費用に充てる。

- ・募金目標額 30 百万円

ウ 森づくり支援倶楽部

花粉の少ない森づくり募金への一定額以上(個人会員:3,000円以上、法人会員:50,000円以上)の寄付者を会員とし、花粉の少ない森づくりに関する情報等を提供する。

<平成29年度会員数>

- ・個人会員 341 名
- ・法人会員 37 団体

(5) 木質バイオマス事業

「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」の一環として、下水汚泥の焼却時の都市ガス使用量を減らし、二酸化炭素の排出削減を図るため、森林循環促進事業で伐採された原木を原料としたチップを製造し、東京都下水道局へ供給する(平成21年度事業開始)。

また、多摩産未利用材の利用拡大を図るため、奥多摩町公共温泉施設「もえぎの湯」などへもチップを供給する。

① 供給計画

東京都下水道局 多摩川上流水再生センター(昭島市)	1,300 トン
もえぎの湯(奥多摩町)	250 トン

② チップ製造施設の概要

ア 所在地

東京都西多摩郡奥多摩町氷川1074 敷地面積 987 m²

イ 建屋

面積 188 m² 鉄骨造

ウ 機械

・木材チップパー	1 台	・グラップルローダ	1 台
・ホイールローダ	1 台	・チップ運搬車両	1 台

(6) 森林を守る都民基金事業

① 森林総合利用事業

森林を活用して、都民が自然に親しみ、都市と山村の交流を深めることにより、都民参加の森づくりを推進するため、「森林を守る都民基金」の運用益を活用し、森林とのふれあいの場を提供する事業を実施する。

- 森林浴登山 5 回
- 森林ふれあい教室 4 回

② 林業労働力就労安定事業

安定した林業労働力を確保するため、「森林を守る都民基金」の運用益を活用し、林業従事者の技術力の向上や労働災害の未然防止に資する事業を実施する。

ア 現場技術者等育成事業

- ・ 林業機械講習等受講費の助成（12 件）

イ 林業労働災害未然防止事業

- ・ 林業事業体の現場技術者が購入する自己注射用エピネフリン注射液の購入費用の助成（120 件）

（7）多摩産材利用拡大事業

① 多摩産材情報センター事業

多摩産材の利用拡大を推進し、多摩の林業・木材産業の活性化を図るとともに、木の良さや木を使うことの大切さを継続的に普及啓発・PRするため設置された情報センターの運営を受託し、供給者・利用者各々の情報収集と相互に情報提供、供給者の製品と利用者のニーズとのマッチングを行う。

また、東京都が主催する東京ビッグサイト等の展示会に出展し、多摩産材のPRに努めるとともに、センター主催の展示会を行う。

② にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業

より多くの都民に対して多摩産材をPRするため、駅や大規模商業施設等の不特定多数の都民が訪れる一定規模以上の施設において、民間事業者が壁や床の木質化、什器などに多摩産材を活用した場合に、その経費を補助する。

- ・ 業務内容 申請書の受付業務、審査会の運営業務

5 緑の募金・緑化推進事業（公益目的事業4）

緑の募金により森林整備と都市緑化を推進するとともに、東京を緑豊かな都市とするための苗木生産供給を行う。

また、本年11月17・18日に東京都と公益社団法人国土緑化推進機構の共催で開催される国民的な森林・緑の祭典である「第42回全国育樹祭」の運営に協力する。

（1）緑の募金事業

全国の緑の募金活動と連携し、自治体、団体、企業、学校等からの募金を活用して普及啓発、森林整備・都市緑化推進を行う。

① 緑の募金活動

東京における緑の募金活動の事務局として、募金協力団体への募金資材（緑の羽根、募金箱、緑化運動ポスター、冊子等）の配布や、募金管理などを通じ、募金活動全般を支える。

ア 目標額 50,000 千円

イ 期間 春期：3月1日～5月31日 秋期：9月1日～10月31日

ウ 方法 家庭募金、街頭募金、職場募金、学校募金、企業募金、その他

エ 募金活動

○一般募金

- ・募金協力団体等との情報交換やネットワークの強化を図り、増強に努める。
- ・積極的に各種イベントに参加し、PR及び募金への協力を呼びかける。
- ・緑の募金に売上金の一部を募金する飲料水自動販売機の設置を拡大する。

○事業指定募金

- ・企業等へ、事業指定募金による森林整備事業への協力を働きかける。

オ 協力団体

区市町村（町会・自治会等）、公・私立学校、ガール・ボーイスカウト、森林パトロール隊、JA東京グループ、森林木材関係団体、東京都及び東京都関係団体、その他企業、個人、NPO法人森づくりフォーラムなど

② 普及啓発活動

ア 緑化運動ポスター原画・標語の募集（7～9月）、原画・標語入賞作品の展示（2月）及びポスターの掲示（募金協力団体等による）

- ・原画・標語の募集対象：小・中・高校生等

イ PR活動

- ・広報東京都へ募金強化期間の掲載
- ・新聞への広告掲載（西多摩新聞）（2月）

ウ 募金キャンペーン

- ・「みどりの感謝祭」への参加及び緑の募金キャンペーンの実施（5月）
- ・「木と暮らしのふれあい展」、「東京都農業祭」などイベントへの出展（4～5月）

及び 10～11 月)

エ 「緑の募金実績」冊子の発行(年 1 回)

③ 森林整備・都市緑化推進事業

森林や樹木のもつ水源かん養、環境保全等様々な機能をより発揮させるために森林を整備するとともに、山村住民と都市住民との交流を図り、森林・林業に対する理解を深める。また、街や学校・福祉施設等に花苗や苗木を配布・植栽するなど、区市町村とともに、都市の緑化を推進する。

ア 共生の森事業の実施

事業賛同者から預かった緑の募金等により、森林整備を図る。

・「奥多摩共生の森」事業

所在地：奥多摩町氷川字大沢入 面積：11.13ha
植栽：平成 15～17 年度 樹種スギ、トチノキ等
施業内容：除伐(植栽から 10 年経過したため)、見回り管理等を実施

・「共生・協働の森(成木)」事業

所在地：青梅市成木 8 丁目 面積：0.54ha
植栽：平成 21～22 年度 樹種スギ、ヒノキ、コナラ等
施業内容：見回り管理

イ 緑の募金公募事業の助成

ボランティア団体等が実施する森林整備等に助成する。 30 団体

ウ 募金協力団体の緑化事業等への助成

区市町村、ガールスカウト、ボーイスカウト等が実施する緑化事業等に助成する。 40 団体

エ 社会公共施設(学校、社会福祉施設)の緑化事業への助成

3 施設

オ 企業による森林整備等への支援

・企業による、区市町村への苗木配布

カ 国土緑化推進機構の事業を活用した森林整備等への支援

・学校環境緑化モデル事業への助成 1 件
・ふるさとの杜活力調査の実施 4 件
・学校林を活用した森林環境教育への助成(国土緑化推進機構へ推薦) 1 件
・子どもたちの未来の森づくり事業への助成
(国土緑化推進機構へ推薦) 1 件

(2) 緑の少年団活動支援事業【新規】

全国育樹祭を契機に結成された緑の少年団に対する助成等を通じて、未来を担う子ども達の森林に対する理解を促進する。

○ 緑の少年団活動費助成

新規結成を更に促進するとともに、既往の緑の少年団を含め、活動費を助成し、活動の継続を支援する。また、緑の少年団員の育成にあたる指導者を対象に、森林・林業等に関する知識向上を図る研修会を開催する。 助成対象少年団 12 団

(3) 苗木生産供給事業

公共事業や公共施設などの緑化推進に寄与するため、市街化区域内の農地を活用した緑化用苗木の生産供給を行っている。東京都から業務を受託し、苗木の購入、栽培管理及び掘取運搬を実施する。

【根拠法令等】 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年 条例 216）
 東京都環境物品等調達方針(公共工事)（平 18 から毎年度）
 長期ビジョン（平 26）、緑施策の新展開（平 24） など

① 苗木の購入計画

- ア 購入本数 280 千本
- イ 購入樹種 48 種

② 苗木の栽培管理委託計画

市街化区域内の農地における苗木の栽培管理を、農業協同組合をとおして農家に委託し、2～4年間育成する。

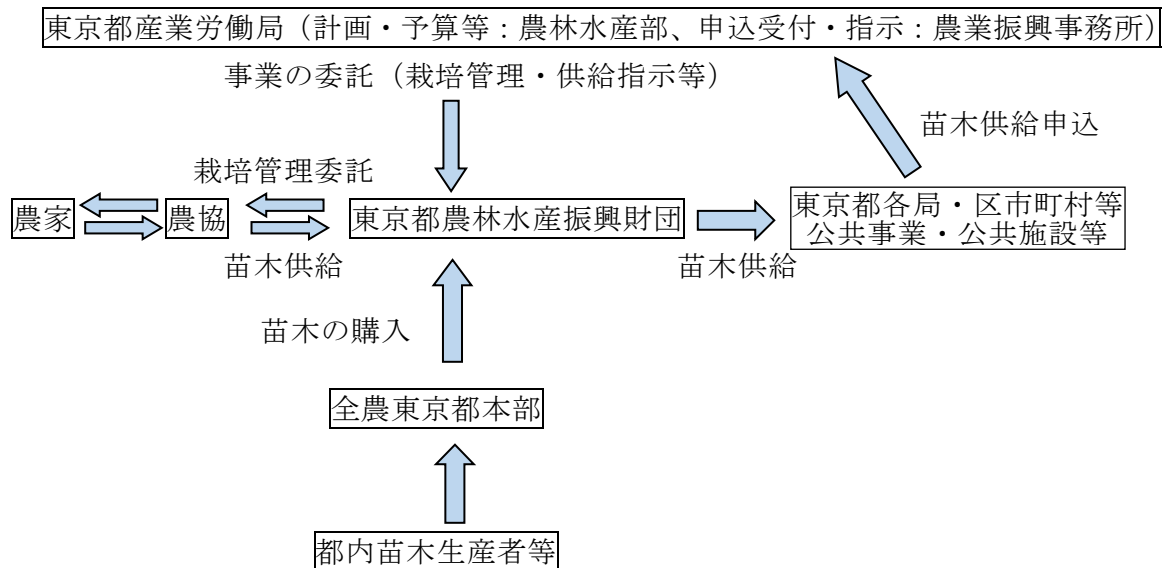
- ア 栽培管理本数 674 千本（平成 29 年度までの購入分）
- イ 委託面積 19.2 ha（平成 29 年度までの購入分）
- ウ 委託契約 11 農業協同組合（うち掘取運搬を含めた委託契約：5 組合）

③ 苗木の供給計画

東京都からの供給指示に基づき、都や区市町村等の公共事業、公共施設等に供給する。

- ア 供給本数 280 千本
- イ 供給樹種 48 種

【事業のしくみ】



6 試験研究・成果還元事業（公益目的事業5）

（1）農林総合研究センター事業

東京都から業務を受託し、東京の農林水産業及び食品産業の振興を図るため、調査・試験・研究を行うとともに、東京都の行政・普及部門との連携を図りながら、農林水産・食品事業者や都民に対し技術支援や情報提供を行う。

① 試験研究事業

〔研究企画室〕

都民や生産者の多様なニーズを的確に捉えるとともに、将来を見通して東京の農林水産業・食品産業の発展に有用な試験研究を推進する。平成30年度は、東京オリジナルの製品開発や生産力強化に向けた技術開発、食の安全安心確保など、新規16課題を含む52の研究課題に取り組む。また、研究センターの効率的かつ効果的な運営のため、研究の進行管理と評価、産学公連携研究などの連絡調整並びに研究資源（研究人材・フィールドなど）を活用した研究推進を行う。さらに、研究成果や各種情報の受発信も積極的に行う。

ア 試験研究の総合企画・調整

イ 研究評価の実施、研究の進行管理

ウ 共同研究の推進、外部資金の獲得、国や他機関との調整

エ 成果の公表、情報の収集・発信等

〔園芸技術科〕

東京農業の主力品目である野菜・果樹・花きについて、東京オリジナルの新品種や新製品の開発、省エネ、省力、低コスト等に配慮した先進的栽培技術などの生産力強化に向けた技術開発により、限られた農地で高収益を上げることのできる園芸作経営を確立する。

ア バイテク技術等を利用した東京特産品種の育成〔研究課題 5テーマ〕

イ 高品質・高付加価値農作物の育成〔研究課題 3テーマ〕

ウ 園芸作物の生産性向上技術開発〔研究課題 5テーマ〕

〔生産環境科〕

農作物の最適な生産環境と農産物の安全性を確保するため、化学合成農薬のみに依存しない病害虫総合管理技術や、作物に最適な土壌管理技術、農薬の安全使用と残留特性などの研究開発を行う。また、新たに今後拡大が見込まれる養液栽培におけるICTを活用した水分管理システムの開発に取り組む。

ア 園芸作物の生産性向上技術開発〔研究課題 1テーマ〕

イ 農産物の安全性確保技術の開発〔研究課題 2テーマ〕

ウ 病害虫総合管理技術（IPM）の開発研究〔研究課題 4テーマ〕

エ 土壌総合管理技術および農作物の機能性成分解明〔研究課題 3テーマ〕

[畜産技術科]

トウキョウXの育成率向上や生産力強化に向けた技術開発、酪農における飼料作物の増産技術や乳牛の繁殖改善技術などを開発し、高品質・安全・効率的な畜産物の生産により畜産経営の安定を図る。また、畜産由来のハエ防除技術の開発など畜産環境の改善により、都市と共存できる畜産を確立する。

ア 高品質・高付加価値農作物の育成〔研究課題 1テーマ〕

イ 畜産の生産性向上技術開発〔研究課題 6テーマ〕

ウ 有機資源管理・利用技術の開発〔研究課題 1テーマ〕

[緑化森林科]

緑あふれる東京を創出するとともに、東京の植木産業の振興を図るため、様々な都市空間における緑化技術の開発や緑化場面を彩る新樹種の選定を行う。

また、東京の森林産業を育成し、都民共有の財産である森林をより価値のあるものとして再生・保全するため、広葉樹林や花粉の少ない森林など、将来を見据えた森林づくりに向けた技術開発を行う。

ア 緑化植物を活用した都市環境改善技術の開発〔研究課題 2テーマ〕

イ 豊かな森づくり技術の開発〔研究課題 4テーマ〕

[江戸川分場]

地域特産作物の安定した生産や都市型の高度集約農業を展開する江東地域の農業生産の振興を図るため、コマツナの食味に関する研究や、エダマメの出荷期間拡大のための栽培技術、新たな特産花きの栽培技術の開発を行う。

ア 江東地域における高度集約型園芸技術の開発〔研究課題 3テーマ〕

[食品技術センター]

歴史と伝統に培われた東京の食品産業の強みを活かし、各食品分野において競争力のある魅力的な製品、安全性や機能性などに着目した製品、都内産の農林水産物を活用した製品などの開発に取り組む。また、先進性が高く、波及効果の大きい技術開発、製品開発を目指すことにより都内食品産業の活性化を図る。

ア 食の安全性確保技術と機能性食品の開発〔研究課題 4テーマ〕

イ 地域の資源を活用した食品開発〔研究課題 4テーマ〕

② 受託・共同研究事業

農林総合研究センターが有する現場に密着した試験研究の蓄積を活かし、生産現場の課題解決や政策課題の実現をめざした研究を推進するため、都からICTを活用した施設園芸技術を開発・普及する「東京農業先進技術活用プロジェクト」や東京産の花と植木の活用促進に向けた「花と緑の夏プロジェクト」、東京伝統野菜の振興に向けた「江戸東京野菜生産流通拡大事業」の栽培試験・マニュアル作成を受託するなど、都や国、民間からの受託研究を推進する。

また、公設試験研究機関として農林総合研究センターの研究力を向上させるため、

競争的資金などの外部資金を活用して、企業・大学および国立研究開発法人などと連携し共同研究（25 件）を行う。農商工連携研究など分野横断的な研究開発にも積極的に取り組む。

③ 調査・分析等業務

東京都が定める要領等に基づき、農畜産物の成分や農薬残留などのモニタリング調査業務などを実施し、その結果を都に報告する。

ア 高品質畜産物普及定着事業

受精卵移植を行う中核的な技術者等の養成を行うため講習会を開催する。また、牛群検定組合加入農家を対象に乳成分分析結果に対する指導を実施する。

イ 畜産環境対策事業

畜舎排水の分析調査を行い、畜産農家の水質汚濁防止に関する状況を報告する。

ウ 農産物安全確保調査分析事業

都内産農産物の残留農薬分析や放射性物質の測定を行い、安全性確保のためのデータを報告する。また、その他の有害物質の土壌・作物中の含有量を調査し、農産物の安全性確保に供する。

エ 農薬適正指導強化事業

東京特産作物に対する農薬の効果・残留試験を実施し、登録拡大に向けた資料を作成する。

④ 技術相談・依頼試験・試験機器の利用公開

生産者等からの技術相談に応じるとともに、依頼を受け、分析等の業務を行う。また、食品技術センターの研究設備を貸し出して、食品企業等の研究開発に資する。

- ・技術相談 1,100 件
- ・依頼試験 448 件
- ・試験機器利用 860 件

〈研究施設の概要〉

立川庁舎、青梅庁舎、江戸川庁舎、日の出試験林および食品技術センターの各施設で試験研究を行う。

施設名	建物面積	土地面積
立川庁舎	11,564.14 m ² (36 棟)	149,884.23 m ²
青梅庁舎	10,519.33 m ² (77 棟)	258,409.44 m ²
江戸川庁舎	2,870.98 m ² (12 棟)	19,772.75 m ²
日の出試験林	75.64 m ² (6 棟)	127,448.56 m ²
食品技術センター	1,906.21 m ² (秋葉原庁舎 1 階の一部および 6～8 階)	

(2) 農林水産資源拡大事業

種畜、種苗などの農林水産資源を生産・配付して、農林水産業振興に資するために以下の事業を実施する。

① 栽培漁業センター事業

東京都から業務を受託し、島しょ地域の磯根資源の維持増大を図り、基幹産業の漁業を支援するため、アワビ、サザエ及びフクトコブシ種苗の生産・配付を行う。

ア 種苗生産

平成 30 年度種苗生産・配付規模

アワビ	配付	種苗 16.6 万個の配付
	生産	配付用種苗の採卵・飼育
サザエ	配付	種苗 67.3 万個の配付
	生産	配付用種苗の採卵・飼育
フクトコブシ	配付	種苗 37.0 万個の配付
	生産	配付用種苗の採卵・飼育

イ 施設管理

栽培漁業センターの施設の維持管理を行う。

ウ 試験研究

栽培漁業推進に関わる研究、健康で活力ある種苗の育成技術開発に係る研究等を行う。

- ・高水温下でのアワビ飼育試験
- ・遺伝子発現解析による健全な大型種苗生産に関する研究

② 奥多摩さかな養殖センター事業

東京都から業務を受託して冷水性魚類の種苗を生産し、河川漁協や養殖漁協などへ配付することによって、内水面の水産資源を維持するとともに、内水面漁業者の経営の安定化及び地域産業の活性化に資する。また、生産する種苗の質の維持向上及び魚病対策を行う。

ア 種苗生産

ニジマス、ヤマメ、奥多摩やまめ及びイワナの種苗を生産・配付する。

(平成 30 年度配付規模)

品 種	配 付 数
ニジマス	稚魚 25 万尾、発眼卵 21 万粒
ヤマメ	稚魚 24 万 5 千尾、発眼卵 100 万粒
奥多摩やまめ	稚魚 2 万尾、発眼卵 9 万粒
イワナ	稚魚 1 万尾、発眼卵 10 万 1 千粒

上記に関わる養殖の技術指導、奥多摩やまめの振興に関する技術開発及び普及を行う。

イ 施設管理

奥多摩さかな養殖センターの施設（入川、海沢の2箇所）の維持管理を行う。

③ 青梅畜産センター事業

東京都からの補助を受けて、安全で高品質な肉や卵を都民に供給するため、畜産農家に対して「トウキョウX」、「東京しゃも」、「東京うこっけい」等の種畜の生産・配付を行う。

また、これらの畜産物の生産拡大を図るための技術指導、飼育農家の開拓や都民消費の拡大、畜産業に対する啓発活動等（家畜とのふれあいや食農教育）も併せて実施する。特に、「トウキョウX」については、生産拡大を図るため、指導体制を強化し、新規農家の開拓を積極的に進めていく。

さらに、農林総合研究センター畜産技術科と協力し、青梅庁舎全体の衛生管理を徹底し、鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚流行性下痢（PED）等の家畜伝染病の予防対策を実施する。特に、PEDについては、財団青梅庁舎豚流行性下痢対策マニュアルに基づき防疫対策を徹底して再発防止に努める。

ア 種畜生産・配付

平成30年度種畜配付規模

種畜の種類		配付数
トウキョウX	種豚	雄 40頭・雌 120頭
東京しゃも		24,000羽
ロードアイランドレッド		1,000羽
東京うこっけい		14,000羽
受託孵化	種卵	50個

上記に関わる飼育技術・衛生管理指導を行う。

イ 施設管理

青梅畜産センターの施設の維持管理を行う。また、平成30年度から実施する新豚舎及び新鶏舎等の工事に向けた現地対応や、基本計画を踏まえ、牛舎、管理・体験棟、研究棟、及びイベント広場などの整備検討を行う。

- ・建物面積 2,135.88 m²
- ・土地面積 5,409.45 m²

(3) 環境保全型農業の推進事業

有機農業などの環境と調和した環境保全型農業を推進するため、優良堆肥の生産配付を通じ、堆肥づくりや堆肥の利用等について広報・普及を図る。

○ 有機農業堆肥センター事業

財団の自主事業として、東京都からの補助を受けて優良堆肥を生産し、堆肥を有効に活用する農業者や有機農法の実践農家等へ有償配付する。

また、堆肥の生産、利用等の情報交換を図り、積極的に施設・技術を公開し、循環型社会の仕組みづくりや環境と調和した農業の推進に役立てる。

なお、堆肥の安全性の確認と供給先農家に安心して使用してもらえるよう、生産した堆肥の放射性セシウムを定期的に測定する。

ア 堆肥生産目標量 407 t

イ 堆肥供給目標量 404 t

ウ 優良堆肥生産技術の実証、視察・研修の受け入れ、情報交換、講習会の実施

Ⅲ 法人管理

1 評議員・評議員会

- (1) 評議員 11 名以上 21 名以内
- (2) 評議員会の開催（定例 1 回：6 月下旬）

2 理事・理事会

- (1) 理事 7 名以上 9 名以内
- (2) 理事会の開催（定例 3 回：6 月上旬、11 月下旬、3 月下旬）

3 内部管理の推進

- (1) コンプライアンス及び情報の共有化の徹底
 - ・コンプライアンス委員会の開催による各種取組の進行管理
 - ・安全衛生年間計画の着実な実施による労働災害の防止
 - ・汚職防止等点検委員会の定期的開催等による汚職等非行の防止
 - ・自己検査の実施による適正な経理事務処理
- (2) 固有職員の育成
 - ・中核的人材への育成に向けた研修の充実、ジョブローテーションの実施
- (3) 危機管理能力の向上
 - ・BCP等に基づく訓練実施による脆弱性の把握と改善
 - ・鳥インフルエンザ対策訓練の継続実施
 - ・豚流行性下痢（PED）対策の継続実施

IV 参考資料

1 組織の概要

(1) 機構

財団の機構は、3つの法定機関で構成されており、その組織及び任務は次のとおりである。

また、東京都知事からの指定を受け、5つの指定法人及び1つの指定管理者として事業を実施している。

<法定機関>

① 評議員会

すべての評議員をもって構成し、理事及び監事の選・解任、常勤理事の報酬の総額、貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認の他、法令や定款で定められた事項を決議する。

(1) 評議員人数：11名以上21名以内

(2) 定例評議員会：年1回（6月下旬）

② 理事会

すべての理事をもって構成し、業務執行の決定、理事の職務の監督、代表理事・業務執行理事の選定・解職、事業計画書及び収支予算の承認の他、法令や定款で定められた職務を行う。

○ 理事長・・・財団を代表し、その業務を遂行する。

○ 業務執行理事・・・理事長を補佐する。

○ 理事・・・理事会を構成し、職務を遂行する。

(1) 理事人数：7名以上9名以内

(2) 定例理事会：年3回（6月上旬、11月下旬、3月下旬）

③ 監事

財団の業務及び財団の状況、ならびに理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成する。

必要がある場合は、評議員会・理事会で報告する。

(1) 監事人数：1名以上2名以内

<法令による指定法人>

① 東京都青年農業者等育成センター

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、新規就農者及び就農希望者を雇用・育成していこうとする農業法人等からの就農相談、情報提供などの支援を行う法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法（平成 26 年廃止）」に基づき東京都知事からの指定を受けている（平成 8 年 4 月）。

② 東京都林業労働力確保支援センター

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、林業への就業の円滑化、認定事業主による雇用管理の改善及び事業の合理化を推進するため、研修や求人への委託募集、林業就業資金や高性能林業機械の貸し付け及び就労希望者に対する相談・指導などの支援を行う法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成 10 年 4 月）。

③ 東京都野菜価格安定法人

「野菜生産出荷安定法」に基づき、指定野菜事業等の適正な実施を図るため、野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成 3 年 3 月）。

④ 東京都肉用子牛価格安定基金協会

「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、肉用牛生産者補給金制度の運営を確実かつ円滑に実行し、肉用牛生産農家が生産者補給金交付契約を締結する法人を明確化するため、都道府県の区域を単位として設立された法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成 15 年 4 月）。

⑤ 東京緑化推進委員会

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、緑の募金の健全な発展と併せて緑化運動を推進するため、都道府県の区域を単位として設立された法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成 10 年 4 月）。なお、当委員会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する「緑の募金運営協議会」を年 2 回開催している。

<指定管理者制度に基づく事業受託>

① 東京都立食品技術センター

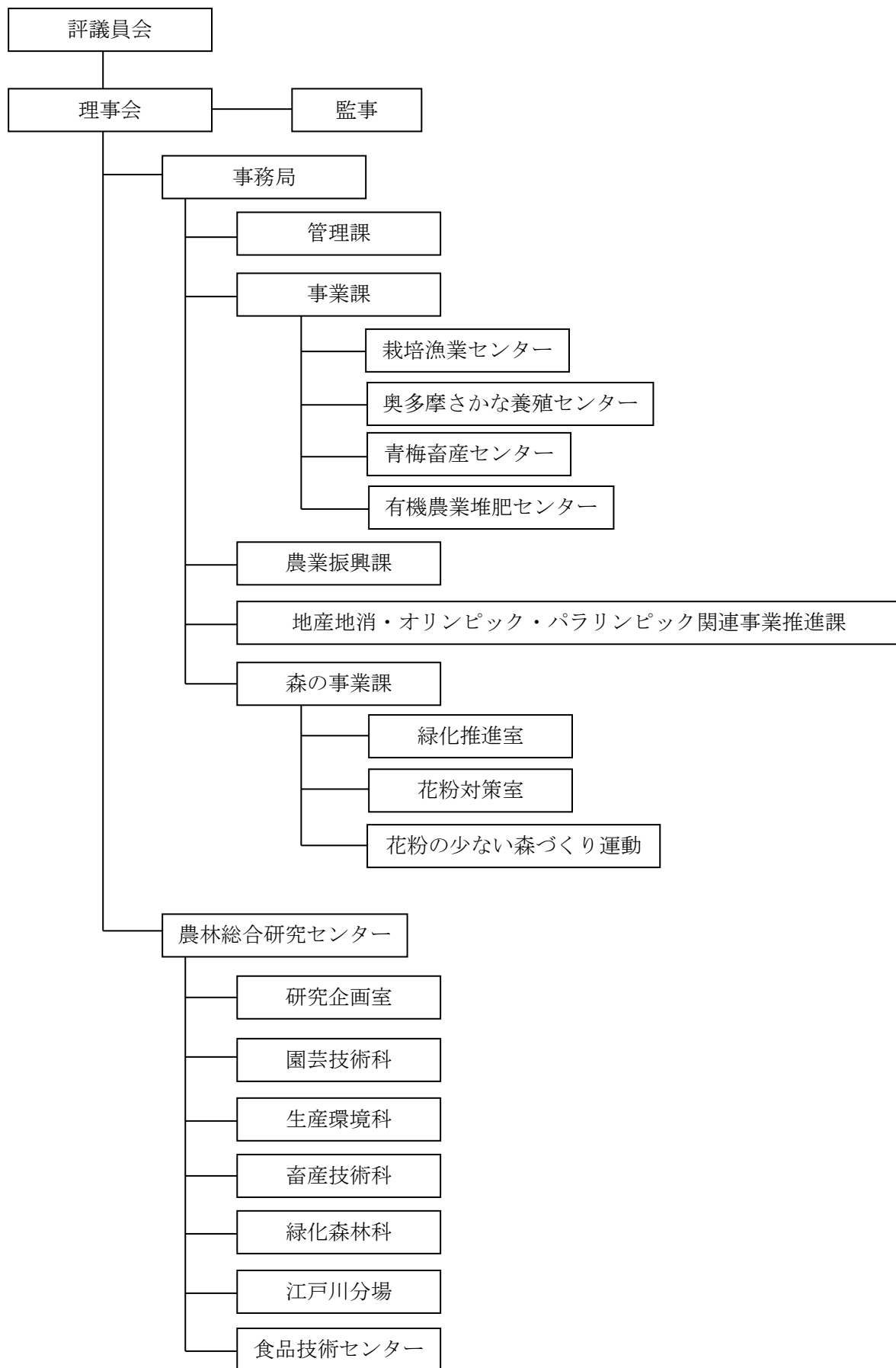
東京都より指定管理者としての指定を受け、東京都立食品センター事業を受託している。

【受託期間】 平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日（5 年間）

平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日（5 年間）

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（5 年間）

(2) 組織



(3) 職員数

(単位：人)

所属		管理課	事業課	農業振興課	地産地消・オリンピック・パラリンピック関連事業推進課	森の事業課	農総研	合計
財団固有	職員	10	9	3	2	4	8	36
	任期付契約職員 (嘱託員)	7	6	4	2	13	22	54
	計	17	15	7	4	17	30	90
都派遣	職員	7	18	4	5	22	75	131
	計	7	18	4	5	22	75	131
合計		24	33	11	9	39	105	221

※ 理事長を除く

(平成30年4月1日付配置数)

2 事業計画総括表

(単位：千円)

事業区分	事業明細	事業規模	
		30年度予算	29年度予算
公益目的 事業	公1 後継者等対策事業	211,560	173,318
	(1) 新規就業者支援事業	13,302	20,166
	(2) 担い手育成・活動支援事業	8,817	6,587
	(3) 都民交流事業	5,653	8,908
	(4) 林業労働力確保支援センター事業	79,644	55,011
	(5) 情報提供・普及啓発事業	104,144	82,646
	公2 経営安定対策事業	123,463	196,301
	(1) 東京農業の支え手育成支援事業	10,805	10,304
	(2) チャレンジ農業支援事業	35,010	35,164
	(3) 農地保有合理化事業	4,865	5,109
	() 農地中間管理事業	0	18,068
	(4) 農林水産物認証取得支援事業	69,079	127,656
	(5) 東京都GAP推進事業	3,704	0
	公3 森林整備事業	1,747,230	2,236,205
	(1) 分収林事業	109,521	291,633
	(2) 都民との協働による森林づくり事業	59,844	63,614
	(3) 都行造林事業	55,507	43,752
	(4) 森林循環促進事業	1,254,659	1,561,600
	(5) 木質バイオマス事業	26,332	26,596
	(6) 森林を守る都民基金事業	4,930	13,110
(7) 多摩産材利用拡大事業	236,437	235,900	
公4 緑の募金・緑化推進事業	347,379	367,528	
(1) 緑の募金事業	42,521	45,528	
(2) 緑の少年団活動支援事業	1,858	0	
(3) 苗木生産供給事業	303,000	322,000	
公5 試験研究・成果還元事業	1,080,962	1,365,100	
(1) 農林総合研究センター事業	683,014	961,897	
(2) 農林水産資源拡大事業	356,064	368,576	
(3) 環境保全型農業の推進事業	41,884	34,627	
	合 計	3,510,594	4,338,452
その他 事業	他1 生産安定対策事業	46,026	55,994
	(1) 野菜価格安定対策事業	34,374	40,444
	(2) 畜産振興事業	11,652	15,550
	合 計	46,026	55,994
	総 計	3,556,620	4,394,446

※ 事業規模は事業費を記載

3 収支の概要

(単位：千円)

区分	収益／費用	内 訳	金 額
公益目的 事業会計	収 益	基本財産運用益	1,876
		特定資産運用益	7,538
		事業収益	219,272
		受取補助金等	1,951,613
		その他収益等	1,325,346
	計	3,505,645	
	費 用	事業費	3,510,594
	当期経常増減額		△ 4,949
収益事業 等会計	収 益	基本財産運用益	3
		特定資産運用益	4
		受取補助金等	29,623
		その他収益等	16,396
		計	46,026
	費 用	事業費	46,026
	当期経常増減額		0
法人会計	収 益	基本財産運用益	3,981
		特定資産運用益	50
		受取補助金等	175,397
		その他収益等	2
		計	179,430
	費 用	管理費	183,424
	当期経常増減額		△ 3,994
合 計	収 益		3,731,101
	費 用		3,740,044
	当期経常増減額		△ 8,943
	一般正味財産期末残高		341,738
	指定正味財産期末残高		5,891,372
	正味財産期末残高		6,233,110

